

フランス少年刑事司法法典

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Ogai, Aoi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00065581

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



フランス少年刑事司法法典

大 貝 葵

はじめに

- 1 CJPMの特徴
 - 2 CJPMの評価と課題
- むすびにかえて

はじめに

2021年5月21日に少年法が改正され、2022年4月1日から施行される。18歳、19歳を特定少年と位置づけ、新たな手続きを導入したものである¹。本法改正においては、特定少年に対し、保護処分の内容の制限が設けられたり、処分決定に際しての「犯罪の軽重の考慮」が要請される等、1条に掲げる「健全育成」という理念との齟齬が生じかねない規定が導入されている。2000年以降だけを見ても、度重なる少年法改正の中で、少年法の理念と各規定との齟齬から、少年司法の運用が変質する可能性すらある。今回の法改正を含め、度重なる改正を経ることで生じている少年法の課題を外在的に検討するために、2021年9月30日に施行したフランスの少年刑事司法法典を概観する。後に述べるように、フランス少年刑事司法法典は、1945年2月2日のオルドナンスの度重なる改正ゆえに生じたわかりづらさや規定同士の不整合を背景に、提案され成立したものであるからだ。いわゆる厳罰化改正をいく度も経たうえて法典化されたフランス少年法が、果たして、理念と規定の齟齬を是正し、処罰に対する教育優先の原則という1945年オルドナンスが掲げた指導原則を貫徹したものとなれるのかを検討することは、日本の少年法の行方を

1 改正までの経緯及び改正の批判的検討については、葛野尋之他編『少年法適用年齢引き下げ・総批判』（現代人文社 2020）に詳しい。

占ううえでも一つの資料となるであろう。

ただし、両者を詳細に比較し、検討するには、日本、フランスともに、改正直後であり、その運用の動向が定かではないため、現段階では、フランスの少年刑事司法法典につき資料として紹介するにとどめたい。

1 フランス少年刑事司法法典 (Code de la justice pénale des mineurs : CJPM)

1-1 成立までの経緯

フランスでは、少年刑事司法法典（以下CJPMと略）が成立し、2021年9月30日より施行されている。2018年から2020年の計画及び司法の改革に関する2019年3月23日の法律第2019-222号²93条により、憲法38条に基づき少年刑事司法に関する規定を修正し補完すること、および、これらの規定を法典として再編纂するという権限が政府に与えられた。

上記法律により授権された政府は、少年刑事司法法典法律の部を含む2019年9月11日のオルドナンス第2019-950号³を作成し、添付文章においてCJPMを示している。その後、憲法38条の手続きにのっとり、議会において、少年刑事司法法典法律の部を含む2019年9月2日のオルドナンス第2019-950号を追認する2021年2月26日の法律第2021-218号⁴、いわゆる追認法が成立し、

2 LOI n° 2019-222 du 23 mars 2019 de programmation 2018-2022 et de réforme pour la justice, JORFn°0071 du 24 mars 2019, Texte2 (<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2019/3/23/JUST1806695L/jo/texte> : 2021年10月18日現在)。

3 Ordonnance n° 2019-950 du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs, JORF n° 0213 du 13 septembre 2019 Texte n° 2 (<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/ordonnance/2019/9/11/JUSX1919677R/jo/texte> : 2021年10月18日現在)。日本語訳については、フランス刑事立法研究会訳「フランス少年刑事司法法典：二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九九五〇号（一）、（二）、（三）、（四）」法政研究86(4) (2020) 57-75頁、87(1) (2020) 37-56頁、87(4) (2021) 25-44頁、88(1) (2021) 13-29頁参照。

4 LOI n° 2021-218 du 26 février 2021 ratifiant l'ordonnance n° 2019-950 du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs, JORF n°0050 du 27 février

2021年9月30日の施行に至っている⁵。

上記2019年3月23日の法律において、少年刑事司法に関する規定の修正及び補完の目的が、次のように掲げられている。第一に、犯罪少年に適用される刑事手続きを単純化すること。第二に、犯罪少年の有責性に関し迅速に裁定を下すために、判決手続きを迅速化すること。第三に、特に、再犯少年または犯罪を繰り返す少年に対して、刑の言い渡しに先立ち、適合的かつ効果的な観察措置を用いて少年に対するケアを強化すること。最後に、被害者への配慮を改善すること。

これらの背景には、犯罪少年に対する1945年オルドナンス⁶の度重なる修正がある。1945年以来、多くの修正を重ねた結果、このオルドナンスは、「一貫性を徐々に失い、少年刑事司法の専門家にとっても、裁判を受ける者にとっても、きわめてわかりづらいものとなっている」ことが2011年の追認法法案理由書の中で説明されている⁷。

ただし、今回成立に至ったCJPMの作成は、突然に提案されたものではない。前述した1945年オルドナンスの改正状況を背景に、2008年のVarinard委員会により既に詳細な形での改革提案⁸が示されている。今回のCJPMは、このVarinard委員会の作業の延長上にあり、Varinard委員会の提案に沿った形で

2021 Texte n°1 (<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2021/2/26/JUSF1928288L/jo/texte> : 2021年10月18日現在)。

5 CODE DE LA JUSTICE PÉNALE DES MINEURS Annoté & commenté 1^{re} édition, DALLOZ, 2022 ; Philippe, Bonfils = Adeline, Gouttenoire, *Droit des mineurs*, DALLOZ, 2021, pp.1127-1129に詳しい。

6 CODE DE LA JUSTICE PÉNALE DES MINEURS Annoté & commenté, op.cit. (note5), pp.495ets.

7 https://www.legifrance.gouv.fr/dossierlegislatif/JORFDOLE000039295368/?detailType=EXP_OSE_MOTIFS&detailId= : 2021年10月18日現在。

8 ENTRE MODIFICATIONS RAISONNABLES ET INNOVATIONS FONDAMENTALES : 70 PROPOSITIONS POUR ADAPTER LA JUSTICE PÉNALE DES MINEURS (http://www.presse.justice.gouv.fr/art_pix/1_RapportVarinard.pdf : 2021年10月18日現在)。

行われたことが指摘されている⁹。

2-2 少年刑事司法法典の概要

CJPMの逐条訳については、別資料¹⁰に譲り、以下では、CJPMの内容を概観していく。

CJPMの基本原則

まず、CJPMの前文及び序編において示されるCJPMの基本原則についてである。追認法の法案理由書及び司法大臣から大統領に提出された報告書¹¹の中で、1945年オルドナンスの序文が引用されている。このことから、CJPMの基本原則は1945年オルドナンスを継承しているとされる¹²。基本原則としては、刑事責任の減輕、専門化された手続きの制定及び処罰に対する教育優先の原則が前文において明示されているとされる。これらの原則は、2002年8月29日の憲法評議会¹³において認められた共和国法の基本原則及び子どもの権利条約に基づくものである¹⁴。

さらに、序編では、弁識能力基準の採用、教育的処分の適用、専門化され

9 Philippe, Bonfils, < PREMIÈRE APPROCHE DU CODE DE LA JUSTICE PÉNALAE DES MINEURS >, AJPénal, 2019, pp. 476-477 ; EUDOXIE, GALLARDO, < Les grands axes de la réforme du droit pénal des mineurs >, Gaz.Pal., 2018, p.1970.

10 条文訳については、上記脚注3を参照。

11 Rapport au Président de la République relatif à l'ordonnance n° 2019-950 du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs, JORF Texte n°1, 2019, p.149.

12 Christine, Lazerges, < Cohérence et incohérences dans l'ordonnance n° 2019-950 du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs >, RSC, 2020, p.178.

13 Décision n° 2002-461 DC du 29 août 2002 (https://www.conseil-constitutionnel.fr/sites/default/files/as/root/bank_mm/decisions/2002461dc/doc.pdf:2021年12月13日現在)。

14 Philippe, Bonfils = Adeline, Gouttenoire, op.cit. (note5), p.1607; Christine, Lazerges, op.cit. (note12), pp.176-177.

た裁判所および手続きの適用、公開の制限、弁護人の援助、法定代理人への情報通知、不服申し立ての保障、行為時年齢基準の採用、推知報道の禁止が確認されている。

加えて、少年の最善の利益への考慮についても、追認法3条によりCJPM前文に文言が追加され、子どもの権利条約にも即すよう配慮がなされた¹⁵。他方で、少年に対して取られうる決定が、少年の教育的道徳的成長と同時に、再犯の予防及び被害者の利益保護にも供する必要があることも明示されている。

CJPMの実体法上の特徴

実体法上の特徴として、第一に、少年の弁識能力基準を採用することを明文化した点が挙げられる。1945年オルドナンスは、少年の刑事責任について何ら規定してこなかった。この点、1956年のいわゆるLaboube判決¹⁶において、少年の刑事責任につき、弁識能力基準が採用された。その後、2002年9月9日のPerbenI法¹⁷を通じて、刑法典122-8条に、少年の刑事責任が弁識能力に基づくとの規定が挿入されている。今回、CJPMは、弁識能力基準を採用し、併せて、13歳未満の少年については弁識能力無しの推定がなされることを明規する。他方で、刑事責任年齢の下限の設定には至っていない。追認法4条は、11-1条に追加する形で、弁識能力を「行為を行い、それを意図した少年

15 Philippe, Bonfils, *op.cite.*, (note9), p.477の執筆時点では、少年の最善の利益原則が前文に挿入されていないことが批判されている。

16 Cour de cassation, Chambre criminelle, du 13 décembre 1956, Bulletin 1956 n°840. 日本語での紹介として、井上宜裕「フランスにおける刑事責任と年齢の関係について：LABOUBE事件判決を素材として [破毀院刑事部1956.12.13判決, Colmar控訴院少年特別部1954.2.2判決]」法政研究83(3) (2016) 296-312頁。

17 Loi n° 2002-1138 du 9 septembre 2002 d'orientation et de programmation pour la justice, JORF du 10 septembre 2002 Texte n°1 (<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2002/9/9/JUSX0200117L/jo/texte> : 2012年10月18日現在).

で、自らが対象となる刑事手続きの意味を理解する能力がある少年は、弁識能力を有する」と定義している。さらに、CJPMの規則¹⁸R11-1条は「13歳未満の少年の弁識能力及び13歳以上の少年の弁識能力の欠如は、特に、少年の所見、家庭上及び社会的な関係者による所見、調査により明らかとなる要素、行為が行われた状況、精神医学または心理学的鑑定または検査を通じて、立証されうる」と規定している。

第二に、教育的措置を2つに限定した。すなわち、「司法上の譴責」及び「司法上の教育的措置」である。司法上の譴責は、1945年オールドナンス下で用いられてきた単純譴責、正式な譴責、親への引渡しをまとめた新たな呼称であるとされる¹⁹。この新たな呼称と再編は現実的であるとされる。司法上の譴責は、下記修復モジュールによる司法上の教育的措置と併課可能である。

他方、司法上の教育的措置は、第1部第1編第2章に詳細に規定されている。司法上の教育的措置は、従来行われてきた教育的措置に加えて、4つのモジュール（社会復帰、賠償、保健、収容）²⁰、並びに、指定場所への出入り禁止、特定の者との接触禁止、夜間外出禁止、犯罪物等の引渡し義務及び市民研修受講義務といった義務・禁止が新たにつけ加えられる。それぞれのモジュール同士、義務・禁止同士、及び、モジュールと義務・禁止は併課可能である。

モジュール毎にその内容が規定されているが、例えば保健モジュールであれば医療機関への委託や収容を、収容モジュールであれば、児童社会扶助機

18 Décret n° 2021-682 du 27 mai 2021 portant partie réglementaire du code de la justice pénale des mineurs (articles en R), Annexe (Article non numéroté à article R721-4) (<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGIARTI000043581198/2021-09-30> : 2021年10月19日現在).

19 Christine, Lazerges, op.cit. (note12), p182.

20 Philippe, Bonfils = Adeline, Gouttenoire, op.cit. (note5), pp.1160-1165に詳しい。MARIE, CÉCILE, GUÉRIN, «La continuité du primat de l'éducatif sur le répressif», *Un Code de la justice pénale des mineurs, quelle(s) spécificité(s) ?*, DALLOZ, 2021, pp.49-52は、司法上の教育的措置もまた、1945年オールドナンスとの継続性があると評価している。

関といった行政機関や民間施設への収容等、他機関との協働を前提としたモジュールの内容となっているものもある。

義務・禁止は、基本的に、1945年オルドナンスにおいて導入されていた教育的制裁を、司法上の教育的措置へ組みなおしたものである。

さらに、教育的措置と刑罰との併課が可能となっている。1945年オルドナンスにおいても、試験観察付執行猶予及び教育的収容処分の併課並びに公益奉仕労働付執行猶予及び教育的収容の併課等、一定の場合に限り教育的措置と刑罰の併課が認められてきた。しかし、教育的手段か処罰的手段かの選択こそが処罰に対する教育優先の原則を支えていると考えられてきていた。CJPMでは、教育的手段と処罰的手段の組み合わせの原則が、選択の原則にとって代わられることになる²¹。なお、1945年オルドナンスでも認められていた不処分に相当するものも残されており、少年の社会復帰が果たされたこと及び生じた損害や犯罪結果の修復が考慮され、教育的措置の免除が認められる。

なお、この2つの教育的措置については、111-1条において、「制裁として少年が受ける教育的措置」とされ、民法上の教育的援助（*assistance éducative*）とは明確に区別できるよう文言上の配慮がなされた。

第三に、一時的措置が、制裁の言い渡しに先立つ、手続きのあらゆる段階で言い渡されうることになる。この際、一時的措置は、モジュールを活用した形で行われることが想定されている。他方で、一時的措置と保安措置の併課も認められている。

第四に、保安措置として、司法統制処分及び電子監視付き居住指定、勾留が定められ、司法統制処分や電子監視付き居住指定の義務に違反した場合に

21 Philippe, Bonfils = Adeline, Gouttenoire, *op.cit.* (note5), p.1153. ただし、左は、法の規定として、有責性を宣告された少年は教育的措置の対象となり、状況と人格がそれを要請する場合に刑罰の対象となっていることから、教育的措置と刑罰は同じレベルでは実施されないだろうとする。

は、閉鎖型教育センターや勾留といった身体拘束を可能とする規定が置かれている。

CJPMの手續上の特徴

次に、手續上の特徴を見てみる。

第一に、関与者の専門化が確認されている。専門化されるべき関与者としては、検察官、予審判事、少年係判事、少年裁判所及び少年重罪法院、少年司法保護局が挙げられている²²。1945年オールドナンスでは、少年係判事及び少年司法保護局が専門的機関として少年事件の中心的関与者とみなされてきた。今回、CJPMは、検察官と予審判事を専門化された関与者として加えている。

第二に、少年係判事による予審の廃止がある。1945年オールドナンスの最大の特徴は、少年係判事の裁量の大きさであった。当該オールドナンス下では、少年係判事が予審及び判決を行うことができ、非形式的な手續きの中で、柔軟に少年に対する処分を決め、事案を終結してきた。そして、少年係判事の決定を援助するために少年司法保護局による調査や一時的措置が実施されてきた。しかし、同一の少年係判事が同一の事件につき予審と少年裁判所の裁判長を務めることにつき、2011年の憲法評議会の決定において、憲法違反であるとの指摘がなされた²³。重罪の予審については、これまで、予審判事か、

22 付言すると、CJPMにおいては、*mineur*という単語での統一化を図ることが企図されたようであるが、少年係判事 (*juge des enfants*) 等のように、1945年オールドナンス以来使用されてきた用語の改正にまでは至らず、結果的に、*mineur*と*enfant*という単語が混在することとなったことが指摘されている (Philippe, Bonfils, op.cit. (note9), p.477)。

23 *Décision n°2011-147 QPC du 8 juillet 2011* (https://www.conseil-constitutionnel.fr/sites/default/files/as/root/bank_mm/decisions/2011147qpc/doc.pdf:2021年10月18日現在)。確認するが、本決定では、少年司法の特殊性に照らし、予審を行った少年係判事が、刑罰を言い渡せる少年裁判所の長を務めることにつき違憲であるとの判断がなされている。本オールドナンスに関する司法大臣から大統領への報告書においてもその点が確認されている。Rapport au Président de la République, op.cit. (notell), p.148。

少年係判事への付託という選択肢が用意されていたが、CJPMでは、重罪に関する必要的予審は、予審判事に係属されることが定められている。他方、軽罪及び第5級違警罪については、検察官が、当該事案を訴追する場合に判決裁判所としての少年係判事へと事件を付託することになる。第5級違警罪及び軽罪の予審は、私訴を伴う告訴に限られることになるであろうと予想されている²⁴。そして、このような場合でも、予審は予審判事に付託されることになる。

第三に、2分手続きの制度が導入された。CJPMは、裁定を下す手続きとして、有責性を審理する公判、教育的試験観察期間、制裁を宣告する公判の3段階を定めた。これまでも、1945年オールドナンス24条の5は、刑法132-58条乃至132-65条を準用し、教育的措置に対する宣告猶予を取り入れている。この制度に基づき、実質的な2分手続き的な解釈と運用が可能であった²⁵。今回、CJPMは改めて、2分手続きを明文化している。有責性の宣告は、事案の付託から数えて10日から3か月の間に行われることとなり、その後、制裁の言い渡しまでの間に、6か月から9か月の間の教育的試験観察が行われる。期間違反に対する罰則や効果は規定されていない。試験観察期間には、医学的または心理学的鑑定、司法上の教育的調査措置、司法上の一時的措置

24 Philippe, Bonfils, *op.cit.* (note9), p.1608.

25 Nadia, Beddiar, « LA CÉSURE DU PROCES PÉNAL DES MINEURS », *AJPénal*, 2019, p.484 ; Christine, Lazerges, *op.cit.* (note12), p.185.ただし、Nadia, *ibid*は、1945年オールドナンスは制定当初から、8条及び19条に基づく、判事による実体的な言渡しに先立つ一時的監視付き自由が命じられてきた実務を指摘し、手続き2分的運用がなされてきたとする。なお、SYLVAIN, JACOPIN, « Présentation critique du Code de la justice pénale des mineurs », *Un Code de la justice pénale des mineurs, quelle(s) spécificité(s) ?*, DALLOZ, 2021, p.12 ; Philippe, Bonfils = Adeline, Gouttenoire, *op.cit.* (note5), p.1324は、現実には、2分手続きはほとんど使用されていなかったと指摘している。FRANÇOIS, ROUSSEAU, « La capacité pénale du mineur après l'adoption du CJM », *Un Code de la justice pénale des mineurs, quelle(s) spécificité(s) ?*, DALLOZ, p.119は、2分手続きは1945年オールドナンスのもとでは例外的であり、CJPMにより例外と原則が逆転したと指摘している。

に加えて、保安措置が少年係判事の統制のもと実施されうる。この間、少年係判事は試験観察期間上の措置を修正または取り消すことも可能である。また、保安措置としての司法統制処分の義務に違反した場合には、勾留に付される可能性もある。制裁の宣告は、試験観察期間の終了後になされることになる。

ただし、この2分手続きには、例外が設定されている。521-1条は、「……裁判所は、審理に出席している当事者の意見を聴取した後、理由を付した決定により、裁判所が少年の人格に関し十分に調査されており、教育的試験観察の期間を開始する必要がないと評価する場合には、一回限りの審理で少年の有責性及び制裁につき裁定を下すことができる」としている。さらに、423-4条が定める法定刑の場合で1年以内に刑罰等の対象となっている場合、並びに、予審判事より事案が付託された場合²⁶には、2分手続きではなく、即日判決手続きが認められている。この場合も、有責性と制裁の宣告は1回限りの審理で行われることになる。このように、原則とされる2分手続きには多くの例外も設けられている。

2 CJPMの評価と課題

上記特徴をもつCJPMに対して、フランスではいかなる評価がなされているのか。CJPMに対する批判を概観しておく。なお、特に注のない記述に関しては、CJPMに対する網羅的批判を展開したLazergesの指摘による²⁷。

CJPM成立を動機づけた、1945年オールドナンスがもつわかりにくさ、及び、手続きの遅さについては共通の理解がある²⁸。上記追認法の法案理由書等に

26 この場合には、すでに予審の段階で一時的な教育的措置及び調査を受けており、試験観察期間が必要ないために、1回限りの審理が予定されていると説明されている (Philippe, Bonfils, op.cit. (note9), p.1609.)

27 Christine, Lazerges, op.cit. (note12).

28 Rapport au Président de la République, op.cit. (note11), p.148 ; Philippe, Bonfils, op.cit. (note 9), p.476 ; Christine, Lazerges, op.cit. (note12), pp.175-176 ; ANNE-CLAIRE, CUSEY, <La

は、これまで、有責性から制裁の判決に至るまでに、平均して約18か月間もかかっているという状況が示されている²⁹。加えて、判決後、少年司法保護局への通知と少年司法保護局が決定された措置を開始するまでの時間が、平均して20日間もかかっていることへの批判もあった³⁰。これらの待ち時間を短くすること、つまり、迅速化の要請とともに、この待ち時間にも犯罪を繰り返す少年に対しケアを強化することも、CJPM制定を正当化する理由となっている³¹。

また、Bonfilsは、CJPM制定が必要であった理由として、少年の最善の利益原則の重要性を挙げる。すなわち、1945年オルドナンスの条文の持つオリジナルな哲学は、時間の経過及び法改正を経て傷ついているとする。そのうえ、60年の間に新たに承認されてきた少年刑事司法の自律性に対する憲法的要請、及び、国際準則に沿う形で、1945年オルドナンスの規範的文脈を変更する必要があったとする³²。ただし、CJPMの自律性の原則は形式的には整っているように見えるが、実体的、手続き的な自律性が確保されていないともBonfilsは批判している³³。

このように、1945年オルドナンスの再編成は必要不可欠であったようにも

place du juge des enfants dans le Code de la justice pénale des mineurs», *Un Code de la justice pénale des mineurs, quelle(s) spécificité(s)?* DALLOZ, 2021, p.74.

29 Rapport au Président de la République, op.cit. (note11), p.149. Philippe, Bonfils = Adeline, Goutenoire, op.cite. (note 5), p.1217は、少年事件が成人の事件の後に回されており、少年司法の「詰まり」の解消は重要課題であること、および、その様なつまりが、適切な教育的対応を妨げていることを指摘する。

30 Cour des comptes, La protection judiciaire de la jeunesse, 2014, pp.76 ets.

31 Rapport au Président de la République, op.cit. (note11), p.149.

32 Philippe, Bonfils, op.cit. (note9), p.476. STAMATION, TZITZIS, «La philosophie pénale du Code de la justice pénale des mineurs», *Un Code de la justice pénale des mineurs, quelle(s) spécificité(s)?*, DALLOZ, 2021, pp.33etsも少年犯罪や社会の変化に対応した少年刑事司法法典のあり方に意義を見出している。

33 PHILIPPE, BONFILS, «Rapport de synthèse», *Un Code de la justice pénale des mineurs, quelle(s) spécificité(s)?*, DALLOZ, p.175.

見える。しかし、Lazergesは、1945年オールドナンスの読みづらさは認めつつも、当該オールドナンスの問題は、規定の問題ではなく「適用の問題」であるとする。そして、その解決に必要なのは、措置の実施に必要な不可欠な手段の補充であり³⁴、オールドナンスの書き直しではないと厳しく指摘している。そして、新法典を作成する特別な緊急性もないことを付け加えている。

2-1 制定手続きに関する批判

CJPMに対する最初の批判として、その制定手続きにつき指摘するものが多い。CJPM制定自体は、上記2008年のVarinard委員会が示した勧告の延長線上に位置づけられる。さらに、2013年には、司法大臣が少年司法保護局へ1945年オールドナンスの再編につき付託していることも確認できる³⁵。しかし、いずれも、政治的影響により実現には至っていない。この様に、繰り返し提案がなされては実現しない1945年オールドナンスの再編成は、裏を返せば、きわめてセンシティブな問題であると言える。そのようなセンシティブな問題である少年刑事司法法典につき、憲法38条に基づく、政府への授権とオールドナンスの添付文書という形で、逐条審議を経ることなく、法典化した今回の手続きは、民主主義的背景を欠くとして厳しい批判が向けられている³⁶。

34 COMMISSION NATIONALE CONSULTATIVE DES DROITS DE L'HOMME, <AVIS RELATIF À LA RÉFORME DE LA JUSTICE DE MINEURS : PREMIER REGARD DE LA CNCDDH>, 2019, p.7 も同趣旨。

35 Christine, Lazerges, op.cit. (note12), p.176.

36 Christine, Lazerges, op.cit. (note12), pp.175-177 ; Philippe, Bonfils, op.cit. (note9), p.476 ; ANNE-CLAIRE, CUSEY, op.cit. (note28), p.74. ; PHILIPPE, BONFILS, op.cit. (note33), p.174. Syndicate de la magistratureからも多くの声明が出されている。例えば、Réforme de la justice des enfants : un déni de démocratie jusqu'au bout !, 2021, (<https://www.syndicat-magistrature.fr/notre-action/justice-des-mineurs/2347-reforme-de-la-justice-des-enfants-un-deni-de-democratie-jusquau-bout.html> : 2021年10月20日現在) 等。

2-2 CJPMの実体法上の各論的課題

では、CJPMの個別的な規定についてはどのように評価されているのだろうか。

まず、基本原則についてである。上記に指摘したように、基本理念である処罰に対する教育優先の原則は、CJPMにも踏襲されているとの見方³⁷が示される一方で、処罰に対する教育優先の原則は、CJPMの序編にある少年の教育的及び道徳的成長の追求というより高い原則にとって代わられているとの指摘もある³⁸。他方、処罰に対する教育優先の原則が故意に明文化されていないとLazergesは批判する。この重要な原則は、1945年オルドナンスの法案理由書のような形での明文的規定がない中で、刑罰が少年の人格と状況に鑑み適用されるという条文から、いわば間接的にしか導出されず、解釈にゆだねられてしまっていると強く批判している³⁹。

次に、少年の刑事責任年齢に対してである。刑事責任年齢を設定せず、弁識能力概念に基準を置くことに肯定的意見もあるが⁴⁰、多くの批判が散見される。CJPMが弁識能力基準を採用し、刑事責任年齢の下限の設定を避けたことは、国際準則の要請に反するとされている。また、この弁識能力の推定が破られることも想定されていることから、なおいっそ、国際準則に反していると言われている⁴¹。Lazergesによれば、弁識能力基準が、裁判官の裁量に

37 例えばPhilippe, Bonfils, *op.cit.* (note 9), p1608.

38 MARIE, CÉCILE, GUÉRIN, *op.cit.* (note20), p.42 ; Philippe, Bonfils=Adeline, Gouttenoire, *op.cit.* (note5), pp.1153-1154.

39 FRANÇOIS, ROUSSEAU, *op.cit.* (note25), p.111も、今回のCJPMにつき、1945年の精神の引継ぎは脆弱なものであり、むしろ、2002年以降の改革の延長上にあると指摘している。

40 MARIE, CÉCILE, GUÉRIN, *op.cit.* (note 20), p43-46は、弁識能力の単純推定は、弁識能力の社会的、道徳的、心理学的側面をも考慮し、刑事責任に必要な弁識能力を正しく再構成することを可能とするという意味で、単純推定について肯定的意見を示す。さらに、13歳未満の少年に弁識能力がないと推定することで、民事的及び行政的保護の継続性が可能となすとする (p.48)。

41 FRANÇOIS, ROUSSEAU, *op.cit.* (note25), p.112-113, CNCDH, *Avis, op.cit.* (note34), p.11

ゆだねられていることは、年齢に従った減軽と教育的措置による少年の教育的成長を要請するCJPM自身及び共和国法により認められた原則にも反することになる。同じく、Bigotも、弁識能力欠如の絶対的推定のみが、法に抵触した少年に処遇の平等性を確保することになると指摘している。さらに、メディアに影響を与えた事件については、弁識能力の推定が認められがちであるという実務に照らした場合に、裁判官に弁識能力の判断の最終権限を残していることに強い疑問を呈している⁴²。反対に、13歳未満の少年に対して弁識能力無しとする推定を置くことに対する危惧も示されている。なぜなら、弁識能力無しと推定される13歳未満の少年が、成人犯罪者に利用されることが予想されるからである。さらに、13歳未満の少年が弁識能力無しとされる場合、少年に対する保護の管轄は、国から県へと移される。しかし、県の資源は脆弱であるがゆえに、13歳未満の少年に対する十分な手当てが見込まれず、結果的に、13歳以降の少年の非行が飛躍的に増大するのではないかと不安も示されている⁴³。

では、教育的措置の性質についてはどうか。一方では、モジュールの無限の組み合わせが可能となり、その様なシステムによる教育的措置は、少年の状況に適合的となることが期待できるとの積極的評価もある⁴⁴。他方で、Lazergesは次のような批判を展開する。わかりづらさを解消するべく、簡素化されたCJPMの一つの特徴が教育的措置の整理及び再編であった。教育的措置を2つに整理し、一見わかりやすくなったようにも思われるが、司法上の教育的措置は、モジュール化され、より複雑化した。また、モジュールの中にかつての教育的制裁が再導入されており、教育的措置の目的をゆがめて

も同趣旨。

42 Josian, Bigot, « LE MINEUR EN CONFLIT AVEC LA LOI REST-T-IL UN ENFANT À PROTÉGER ? », AJPénal, 2019, p480 ; ANNE-CLAIRE, CUSEY, op.cit. (note28), p.79は、明確な基準がないがゆえに、検察官がとる対応が少年ごとに異なることも危惧している。

43 EUDOXIE, GALLARDO, op.cit. (note9), p.1972.

44 Philippe, Bonfils, op.cit. (note9), p.1608.

いる。さらに、モジュールの中に位置づけられている保健上の機関や児童福祉機関、民間機関の資源の不十分性から、モジュールの実効性についても疑問が生じるとしている⁴⁵。

加えて、教育的措置と刑罰との併課に対してもLazergesは批判的である。なぜなら、刑罰と教育的措置とが少年により混同され教育的措置の効果を減じてしまうからだ。さらに、根本的に「刑罰と教育的措置の『選択』」を通じた教育優先の原則という理念そのものが、併課により失われてしまうとLazergesは鋭く指摘している⁴⁶。さらに、Rousseauは、教育的措置の禁止や義務事項の中に教育的制裁が再編成されることにより、教育的措置と教育的制裁の併課をも認める結果になっているとする。そして、この併課は、1945年の哲学の真の崩壊を構成することになると指摘する⁴⁷。

当然のことながら、一時的措置や保安措置として規定されている司法統制処分等の義務に違反した場合の身体拘束の可能性についても厳しい目が向けられている。行刑施設における被拘禁少年の割合は、被有罪宣告少年よりも被勾留少年が上回っており、それは75%に達しているとも指摘されている⁴⁸。さらに、閉鎖型教育センターへも批判が向けられている。すなわちCJPMは、閉鎖型教育センターについて独立した章を設け、その積極的活用を示唆しているように見えるが、閉鎖型教育センターが最終手段であるべき、少年の身体拘束を助長しているとLazergesは指摘する。このような身体拘束の可能性

45 EUDOXIE, GALLARDO, *op.cit.* (note9), p.1973も同趣旨。

46 SYLVAIN, JACOPIN, *op.cit.* (note 25), pp.19-20も同趣旨。他方、STAMATION, TZITZIS, *op.cit.* (note32), pp.33 etsは、教育的措置と刑罰の併科の問題を、刑罰の目的からとらえなおし、教育的措置の制裁的機能に意味を与えようとする。

47 FRANÇOIS, ROUSSEAU, *op.cit.* (note25), pp.116-117では、教育的措置と刑罰との境界は、教育的制裁の導入により徐々に始まり拡大していったとされる。さらに、併課が原則となるのであれば、今後、裁判官は、刑罰しか課さないことについての正当化が必要になるとも指摘する。

48 Christine, Lazerges, *op.cit.* (note12), p.188.

の増大に加え、閉鎖型教育センターでの違反がメゾン・ダレへの収容を導くことについて、「閉鎖型教育センターが刑務所の控えの間となっている」と揶揄している。

2-3 CJPMの手続き法上の課題

続いて、手続き上の規定への評価を見てみよう。

まず、専門家としての検察官の地位の拡大についてである⁴⁹。現在の訴追代替手段の実施数に照らして考える場合⁵⁰、検察官が少年司法上の関与者として避けて通れない者であることは間違いない。検察官について、裁判所組織法典R212-13条は、少年裁判所を管轄する管区にある大審裁判所の中に、少年の事件を専門的に引き受ける検察官を配置するよう規定している。このいわゆる少年係検察官の活動としては、民法典375条以下に定める要保護児童のための教育的援助に関するものが大部分を占めているとされる⁵¹。他方で、少年刑事司法の専門家として、これまでは、少年係判事がその中心的役割を担ってきた。今回、CJPMでは、検察官の少年刑事司法の専門家としての地位を確認し、訴追代替手段及び刑事和解の実施につき規定を置いた。この少年係検察官による訴追代替手段の積極的活用の方向性については、犯行直後の迅速な対応を通じた少年の再犯防止に有用な刑事政策上のツールとなると評価されている⁵²。この訴追代替手段が再犯防止の有用なツールとなるため

49 CATHERINE, MARIE, «La procédure de mise à l'épreuve éducative : une nouvelle chance pour la justice pénale des mineurs ?», *Un Code de la justice pénale des mineurs, quelle(s) spécificité(s) ?*, DALLOZ, 2021, p.128は、検察官をオーケストラの指揮者に例えて、その権限の増大を表現している。

50 司法省の統計によれば (http://www.justice.gouv.fr/art_pix/13-PARTIE12_References_statiques_justice_2019_16x24.pdf : 2021年10月20日現在) 2019年に刑事的対応の対象となった少年159027人のうち、訴追代替手段の対象となった者は93478人及び刑事和解の対象となった者は2241人であった。他方訴追された少年は、63308人であった。

51 Amelie, Donnette, «LES RAPPORT PJJ/PRQUET», *AJPénal*, 2019, pp.486-487.

52 Amelie, Donnette, op.cit. (note 51), p.489. Philippe, Bonfils = Adeline, Gouttenoire, op.cit.

には、必然的に、その実施を決定する検察官が少年の人格や状況に関する情報を得ていることが必須となる。そこで、CJPMには、検察官から少年司法保護局へ人格調査である社会 - 教育上の情報収集 (RRSE) を命じる規定が置かれている。さらに、訴追代替手段の積極的活用は、いわゆる司法の詰まりを生じさせることなく、段階的かつ教育的対応を迅速に行える利点があると評価されている⁵³。訴追代替手段を少年に対するシスマティックで、迅速で、段階的な個別化された対応とするためには、少年に対する知識や技能といった専門性が検察官にも必然的に求められる。そのために、少年司法保護局の社会内処遇担当部署と検察官との連携や協議の場が設けられる必要性が指摘されている⁵⁴。

ただし、検察官の人的資源が、上記期待に十分に込えられるほど準備されているかにつき懸念が示されている⁵⁵。Cuseyは、少年係検察官が専門化されていないこと、さらには、少年係検察官の配置転換の多さが専門化を妨げていることも指摘している⁵⁶。そして、それに代わるかのように、CJPMでは少年係検察官ではない検察官が少年事件を担当する余地を大きく認めた規定を置いている⁵⁷。この様な状況において、Lazergesは、専門家ではない検察官により、迅速性の要請のみが果たされていく少年刑事司法は、CJPMが掲げる理念とは相反するうえ、少年が専門の機関と出会う機会を遠ざけてしまうと批判している。Cuseyも、少年係判事に比して専門性が劣る検察官が、手続きの振り分けに対して大きな権限を有しているCJPMの規定を批判してい

(note5), p.1217も検察官の役割の増大は、原則的には、犯罪予防の領域に位置づけられるが、手続きの迅速性の観点から求められていることを指摘する。

53 Amelie, Donnette, *ibid*.

54 Amelie, Donnette, *op.cit.* (note51), pp.490-491.

55 Amelie, Donnette, *ibid*.

56 ANNE-CLAIRE, CUSEY, *op.cit.* (note28), pp.78-79.

57 CATHERINE, MARIE, *op.cit.* (note49), pp.128-129は、例外規定への批判とともに、検察官の専門化が遵守されない場合の罰則規定がないことも批判している。

る⁵⁸。

最後に2分手続きについての評価と批判を見ておこう。先にも示したように、2分手続き自体は実質的に1945年オールドナンスのもとでも行われてきたとの見方もある。したがって、2分手続きの制度そのものを批判する論調は現段階では見つからない。今回の2分手続きにより、迅速な司法的対応と教育的活動・観察の期間を組み合わせることができるとの積極的評価もある⁵⁹。2分手続きを明文化したことで、検察官の権限の増大に伴い錯綜した司法の境界を再定立することができること、および、被害者への対応が有責性の審判の際に行えるがゆえに被害者への一層の配慮を可能とするといった観点からも積極的評価が示されている⁶⁰。

さらに、憲法評議会にその違反を指摘されてきた、予審と判決裁判所の分離に基づく公平性の原則を遵守しながら、同一の少年係判事を同一少年事件に関与させることを可能にする手続きとして2分手続きに期待が寄せられている⁶¹。

ただし、検察官の権限の増大とは対照的に、少年係判事から予審の機能を取り上げたことは、少年係判事の「非専門化」への逆戻りであるとの批判がある⁶²。加えて、試験観察期間中に、一時的措置として教育的措置と同内容

58 ANNE-CLAIRE, CUSEY, *op.cit.* (note28), p.80.

59 Philippe, Bonfils, *op.cit.* (note9), p.1609. CATHERINE, MARIE, *op.cit.* (note49), pp.134-135
は、2分手続きはそもそも、少年の人格を調査し、最も適した処遇を選択するための試験観察期間を導入する可能性があるとも期待する。

60 Nadia, Beddiar, *op.cit.* (note25), p484.

61 ANNE-CLAIRE, CUSEY, *op.cit.* (note28), pp.74-76. CUSEYは、さらに、少年係判事が、執務室で単独で刑罰をも言い渡せる権限を付与されたことについても、少年係判事の権限の拡大であり望ましいとする。反面、その運用が慎重でなければならず、少年係判事は、刑罰の補充性原則を固守し、常に、教育的対応に特権を与える者でなければならぬと指摘する (pp.76-77)。

62 SYLVAIN, JACOPIN, *op.cit.* (note25), p.13 ; ANNE-CLAIRE, CUSEY, *op.cit.* (note28), pp.77ets. CATHERINE, MARIE, *op.cit.* (note49), p.128 ; François, FOURMENT, 《La procédure

の措置が行える制度構造について、「判決前の制裁」ではないかとの疑問も示されている⁶³。

さらに、CJPMが2分手続きに設けた期間制限につき、厳しい批判がなされている。たしかに、2分手続きに期間制限が設けられることで、手続きの迅速性というCJPM制定理由に沿う解決策を示しているようにも見える。そして、迅速な2分手続き自体は、少年自身が犯行直後に手続きに付されることを可能とし、そのことにより少年が手続きの意味をよりよく理解できるという積極的な意義も見出されている⁶⁴。

しかし、Lazergesは、CJPMに設けられた期間制限は、現状に照らし現実的ではないと言う。仮に、有責性までの言い渡し期間と試験観察期間が遵守されたとしても、制裁の言い渡しが滞る場合、この間に空白が生じてしまう。このような制限的な期間設定は、現場を知らない行政官僚的見解のたまものであると非難している。さらに、設定された期間が短すぎるがゆえに、現実の作業、すなわち、少年への働きかけに有する時間や余裕とは釣り合いが取れないとの批判もある⁶⁵。加えて、弁護権との抵触の可能性、少年司法保護局による情報収集の時間的制約となることも危惧されている⁶⁶。

de mise à l'épreuve éducative, césure du procès pénal ou sanction avant le jugement?》, *Gaz.Pal.* n°18, 2020, pp.82-83 ; EUDOXIE, GALLARDO, *op.cit.* (note9), p.1975は、予審の消滅と同時に検察官の権限の増大が図られた点を指摘する。

63 François, FOURMENT, *ibid.* ; Sabrina, DELATTRE, 《L'énigmatique nature de la mise à l'épreuve éducative prévue dans le Code de la justice pénale des mineurs》, *Gaz.Pal.*n°18, 2020, pp.77-78.

64 Nadia, Beddiar, *op.cit.* (note25), p.485.

65 Josian, Bigot, *op.cit.* (note42), p482 ; ANNE-CLAIRE, CUSEY, *op.cit.* (note28), pp.77-78 ; CNCDH, Avis, *op.cit.* (note34), p.9 ; CATHERINE, MARIE, *op.cit.* (note49), p.133. Philippe, Bonfils = Adeline, Gouttenoire, *op.cit.* (note5), p.1326 ; ANNE-CLAIRE, CUSEY, *op.cit.* (note28), p.77は、2分手続の実現には、司法官やエデュカトゥールが十分にかつ適切な方法で補充されることが条件であるとする。

66 Nadia, Beddiar, *op.cit.* (note 25), p485 ; SYLVAIN, JACOPIN, *po.cit.* (note25), p.22 ; CATHERINE, MARIE, *op.cit.* (note49), p.136.

そして、一層懸念されるのが、この2分手続きの例外規定の一般化である。上記に示したように、2分手続きを回避し1回限りの審理で有責性及び制裁を言い渡せる規定がCJPMには用意されている。仮に、上記に指摘されるように、制限期間の遵守が困難な状況が続けば、少年の道徳的教育的成長発達に向けた2分手続きは、簡単に例外規定により捻じ曲げられてしまい、活用されなくなる⁶⁷。このような2分手続きの例外である1回限りの審理の一般化は、付添のない少年（*les mineurs non accompagnés*）に適用される傾向にあるとされている。そして、付添のない少年が訴追少年の25%から50%を占めることに照らしてみた場合、原則と例外の逆転が生じることをBonfilsも危惧している⁶⁸。この2分手続きの明文化と例外規定はまさに、迅速性の追求と保護の追求という矛盾した命題の典型的表現であるとLazergesは、鋭く批判している⁶⁹。

さらに興味深い指摘として、Beddiarは次のように言う。試験観察中に再犯に至った少年に対しては、新たな試験観察を課さずに、併合審理するようCJPMは定めている。しかし、このような制度は、合理的ではあるかもしれないが、少年の再犯は、少年が感じている困難と同義であり、より長い期間の強化された付添を要する証左であるはずであると言う。にもかかわらず、併合審理にし、当初予定している短い期間での試験観察しか実施できないこ

67 ANNE-CLAIRE, CUSEY, *op.cit.* (note28), p.80も、手続き迅速化の要請におされ、2分手続き自体がきわめて複雑な事案でしか活用されないのではないかと危惧する。さらに、このような集中的な審理は少年司法の保護モデルを妨害するものであるという。

68 Philippe, Bonfils = Adeline, Gouttenoire, *op.cit.* (note5), p.1331. CNCNDH, Avis, *op.cit.* (note34), p.9も同様の指摘をなす。付添のない少年は、住居の不安定さゆえに、裁判所の召喚に応じない傾向があり、それゆえ、1回限りの審理が多用されるとの説明がなされている。

69 Philippe, Bonfils, *op.cit.* (note9), p.1609も同様に指摘し、1回限りの審理はあくまで例外的に使用するべきとする。SYLVAIN, JACOPIN, *op.cit.* (note25), pp23-24、ANNE-CLAIRE, CUSEY, *op.cit.* (note28), p.77も同趣旨。

とについて疑問を呈している⁷⁰。Marieは上訴についても2分手続きは複雑さと遅滞を生じさせるのではないかと懸念している⁷¹。

このようにCJPMは、多くの批判的となっている。その根本的原因として、Lazergesは、CJPMが、迅速化と裁判所における詰まりの解消という少年司法の枠組みを超えた完全に政策的性質を帯びた規定となっていることを挙げる⁷²。この点、Beddiarも、同様に、CJPMの単純化は歓迎するものの、それは、合理的な管理運営に飲み込まれてしまっていると表現している⁷³。たしかに、CJPMの制定理由として掲げられる、少年刑事司法をより理解しやすいものとする、迅速な手続きを可能とすること、少年に対するケアを強化すること、被害者への配慮を改善することという4つの項目を改めて振り返れば、CJPMの前文や序編において目指される少年の最善の利益に向けた措置のあり方とは必ずしも関係のない政策目的のようにも読める。Lazergesは、建前上は、保護主義を掲げつつも、その明文化を避け、さらに、少年司法保護局や民間資源への財源の確保を実現しないままに、迅速化という政策的要請に応えるために、保護主義とは相反する訴追代替手段の活用、保安措置や義務・禁止の多用、手続き上の時間的制約などを設けているところに矛盾や不整合が生じているとする⁷⁴。さらに、CJPMが、今後、少年の身体拘束の増大をも惹起することを懸念している。Bigotは、CJPMの例外の多さを指摘し、少年に対する教育的利益の現代化への要請はほとんど満たされていな

70 Nadia, Beddiar, *op.cit.* (note 25), pp.485-486; sabrina, DELATTER, *op.cit.* (note63), p.78. ANNE-CLAIRE, CUSEY, *op.cit.* (note28), pp.77-78も同様に、少年の教育上の時間の必要性とともに、少年係判事が少年の状況を評価する時間の必要性を指摘する。

71 CATHERINE, MARIE, *op.cit.* (note49), p.137 ; sabrina, DELATTER, *op.cit.* (note63), pp78-79.

72 SYLVAIN, JACOPIN, *op.cit.* (note25), p.29もCJPMが被害者への配慮と迅速化の要求を軸に置いたものとなっていると指摘する。

73 Nadia, Beddiar, *op.cit.* (note25), p.486.

74 CNCDDH, Avis, *op.cit.* (note34), p.7も同趣旨。

いと批判する。そして、その結果、言い渡される措置の硬化と成人の手続きへの接近を危惧する。さらに、教育的作業として必要な期間が考慮できるのかについても疑問を呈している⁷⁵。

結果的に、CJPMが目指しているわかりやすく一貫した法体系の実現さえも危ぶまれている⁷⁶。

むすびにかえて

たしかに、CJPMの制定目的である、単純化、迅速化、ケアの強化、被害者への一層の配慮は、少年の最善の利益のための措置の適用の方向から説明することもできる。法規定の単純化は、少年や家族、関与者による少年刑事司法への理解やアクセシビリティを高めることにつながる。迅速化もまた、少年が表出する問題をリアルタイムで解決していくという要請を満たすものである。ケアの強化は言うまでもないが、被害者への配慮が修復的司法の文脈で語られる限りにおいては、その必要性、有効性が認められるであろう。

しかし、上記に展開されている批判にあるように、それが、少年の最善の利益から離れて、社会的、司法的政策の文脈から要請されてしまえば、少年への段階的な処分の適用や少年のトライアンドエラーを待つ時間を許さない拙速な手続きとなることは間違いない⁷⁷。

その意味では、残念ながら、厳罰化の改正を受け続けた1945年オールドナンスが、処罰に対する教育優先の原則に基づいた一貫した少年刑事司法法典として生まれ変わったと現段階ではいまだ言えない状況にある。Bonfilsは、CJPMが非常に中途半端なものであり、CJPMの公布はステップの一つにすぎ

75 Josian, Bigot, op.cit. (note42), pp.482-483.

76 SYLVAIN, JACOPIN, op.cit. (note25), p14.

77 ANNE-CLAIRE, CUSEY, op.cit. (note28), pp.82-83は、少年係判事を手続きの中心にすえつつも手続き全般における検察官の権限の増大をも規定しているCJPMの運用において、明示される原則が実際には全く適用されない状況が生じることを危惧している。

ず、CJPMが本来の目的に沿ったものとなるよう我々が今後作り上げていく必要があると述べている⁷⁸。改革を実行する十分な手段がないことを懸念しつつ、CJPMが刑事的な方向へも、少年のための法典となる方向へも転びうることに注意を与えているのである。CJPMの円滑な運営を可能とするための人的資源の補充というだけでなく、まさに、各規程をどう解釈し運用していくのかが問われている。それは、例えば、2分手続きの例外である1回限りの審理に付される少年とはいかなる少年となるのか、一時的措置における義務や禁止、保安措置の適用頻度、最終的には身体拘束につながる段階的な措置適用のあり方等に現れてくることになるろう。

このようなフランスの状況は、様々な政策的思惑が絡めば、少年法を、少年の最善の利益という観点から一貫したものにすることが難しくなることを示している。もちろん、それを実現するための資源の必要性を示していることは言うまでもない。それ以上に、CJPMに向けられた批判からは、少年法における「少年」という存在への考慮の必要性が強く導かれる。すなわち、CJPM前文は「少年の年齢に従った」責任や手続きのあり方、及び、「少年の年齢及び人格に適合した」措置を通じて、「少年の教育的及び道徳的成長の必要性」を考慮しながら、少年刑事司法を運用することを掲げている。しかし、フランスの「少年」「刑事」司法法典は、そのどちらにも力点が置かれうる危うい状況にある。Lazergesをはじめとする批判の多くは、「少年」に力点を置きながら司法を運用すべきことを、改めて確認、強調している⁷⁹。

そして、フランスでは、「少年」刑事司法であるという考慮は、運用を担う関与者の専門性に下支えされてきた。フランスでは従来、少年係判事や少年司法保護局といった、少年に対する専門性を有したアクターが少年刑事司

78 PHILIPPE, BONFILS, *op.cit.* (note33), p.180.

79 CNCDH, *Avis, op.cit.* (note34), p.7は、この少年司法改革が、社会防衛のアンゲルから理解されるべきではなく、少年を議論の中心に据えた改革が導かれるべきであるとする。

法の中心的役割を担ってきた。今後、CJPMが専門的関与者として規定した検察官及び予審判事が、少年に対する専門性を有することができるのかによって、CJPMの運用の方向性が大きく変わることになる⁸⁰。

この様に、「少年」をおきざりにした議論から法整備や運用が進めば、どのような事態になるのかは、上記CJPMへの批判に端的に表れている。日本での2022年4月1日に施行される改正少年法の議論が、いかに「少年」をおきざりにした議論であったかは明らかである⁸¹。そのような議論をもとになされた法改正を今後どのように運用していくべきなのかもまた、フランスCJPMの議論を参照にできるはずである。本資料はそのための一資料として現段階でのフランスの議論を明らかにしておくものである。今後、運用面を含めた批判や評価の展開を追うことを課題とする。なお、本資料では扱えなかった、弁護人の援助の拡大や閉鎖型教育センター活用の増大なども今後の検討課題としたい。

80 フランスの司法官に対する専門研修については、大貝葵「少年事件担当裁判官に求められる専門性」、金沢法学63(2)(2021)、65-93頁参照。

81 佐々木光明「少年法改正の背景と自己責任論の帰結」法と民主主義556号(2021)3頁以下等参照。武内謙治「『少年法改正案』の全体像とその批判的検討」季刑106号(2021)45頁は、「人から制度のあり方を論じるのではなく、制度から人のあり方を擬制する」も同趣旨であると考えられる。